

「介護保険負担限度額認定申請」のご案内

この制度は、所得の少ない方に対し、利用者負担である介護保険施設等（地域密着型を含む特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）の居住費と食費、およびショートステイサービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護）の居住費と食費に対する負担が大きくなるよう利用者負担額に上限を設ける制度です。（施設に「負担限度額認定証」の提示が必要です。）

なお、通所系のサービス（デイサービス、デイケア等）や有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は保険給付の対象外です。

該当の施設サービスを利用される方で、制度利用の対象となる方は、下記のとおり必要書類を介護高齢課（市役所 1 階⑭番窓口）に提出してください。

提出書類

- ① 申請書（裏面にある同意欄の記入も必ずお願いします）
- ② 預貯金等の金額が確認できる書類（申請日時点で最新の通帳記帳が済んでいるもの）
 - ※ 預貯金の通帳は、申請日を基準に概ね4ヶ月間程度の入出金の記載のあるページ（定期預金のページも含む）と金融機関や口座名義人がわかるページをご用意ください。
 - ※ 配偶者（世帯分離している配偶者や内縁関係も含む）がいる場合は、その方の分も含まれます。
 - ※ 法改正により、令和6年8月から基準費用額と負担限度額が変更となります。（裏面参照）
 - ※ 預貯金等の種類は以下のとおり

預貯金等を含む	お持ちの預貯金全て（普通預金・定期預金）、有価証券（株式・国債・地方債・社債等）、金・銀など購入先の口座残高により時価評価額が容易に把握できる貴金属、投資信託、タンス預金（現金）、負債（借入金・住宅ローンなど）
預貯金等に含まない	生命保険、自動車、時価評価額が不明の貴金属、その他高価な価値のあるもの（絵画や骨董品等）

③ 本人確認書類

運転免許証・パスポート・住基カード・マイナンバーカード・障害者手帳など官公署発行の身分証明書等で顔写真つきは1点、介護保険被保険者証（ピンク色）・健康保険被保険者証・年金手帳など官公署発行で顔写真無しは2点以上

④ 申請の際、その年（申請が1月から7月の場合は前年）の1月1日時点で配偶者が市外に住所を有する場合は配偶者の所得課税証明書

●代理申請の場合は、上記の①、②、③（、④）及び

⑤代理人の本人確認ができるもの

介護支援専門員証、運転免許証、パスポートなど写真付きの公的機関の発行の身分証明書等で顔写真つきは1点、介護保険被保険者証（ピンク色）・健康保険被保険者証・年金手帳など官公署発行で顔写真無しは2点以上

※ 本人の意思確認が困難な場合は、個人番号欄は記入せずにご提出ください。個人番号欄が空欄の場合は個人番号の確認ができるものは不要です。

※ 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

※ 預貯金の通帳は、本人名義（配偶者がいる場合は配偶者名義も含む）の通帳は全てご提出ください。

＜＜書類の提出・問い合わせ先＞＞

※郵送も可能です。その際は特に記入もれや添付もれにご注意ください。

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地
 桑名市役所 介護高齢課 1階⑭番窓口 TEL 0594-24-1170

■利用者負担段階の設定 令和6年8月から（令和3年8月から変更なし）

利用者負担段階	対 象 者		預貯金等の上限額
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		単身 1,000万円まで 夫婦 2,000万円まで
第2段階	世帯全員 が市民税 非課税	本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋ 合計所得金額が 80万円以下	単身 650万円まで 夫婦 1,650万円まで
第3段階①		本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋ 合計所得金額が 80万円超～120万円以下	単身 550万円まで 夫婦 1,550万円まで
第3段階②		本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋ 合計所得金額が 120万円超	単身 500万円まで 夫婦 1,500万円まで
第4段階	世帯に市民税課税者がいる者 又は 本人が市民税課税者		

※第4段階の人や、預貯金の額が各段階の上限を超える場合は負担軽減の対象外です。

■基準費用額及び負担限度額（1日当たり） 令和6年8月から

		基準 費用額	負担限度額				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費	施設サービス	1,445円	300円	390円	650円	1,360円	
	短期入所サービス		300円	600円	1,000円	1,300円	
居住費	多床室	特養等	0円	430円	430円	430円	
		老健・医療院等					437円
	従来型 個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円	880円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室的多床室		1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室		2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円

※基準費用額（標準的な費用の額）等と負担限度額との差額が、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付されます。